

べ、國家の鐵器掌握を強調する。むろん佐藤氏も戰國時代官府直營がなかつたとはいわず、木村氏も民間業者がなかつたとはいわない。しかし兩者の見解の相違はやはり重要で、それが秦國の狀況についての理解にあらわれている。すなわち木村氏は「少くとも秦の孝公のころからは、完全に國家管理のもとにおかれるようになった」というのにたいし、佐藤氏は民間經營方式は、ほかならぬ秦で積極的にとり入れられ、これこそ秦の富強化の一因となつたと考える。だから可馬遷の祖、昌がなつたという「主鐵官」の解釋にも相違が生じているのである。この見解の相違は鐵鑛石の採掘、製鐵、鐵器販賣がいったい誰の手ににぎられていたか、の問題から出發して、ついには農民經營の自立性の理解にまで微妙につながっていくから、これなどはやはり一言論及してほしかった點である。

もはや紙數がつきた。本書は論旨こそ明快であるが、實證過程はぼう大であり、豊富な資料を駆使した大きな勞作である。これにたいして筆者の紹介はいかにも舌たらずで、著者苦心の第四章のごときも、十分には内容を傳えられなかつた。またいろいろと未熟な感想をつけ加えたが、誤解にもとづく勝手な言い分であつたかも知れない。あるいはわたし自身よくわからないのに注文だけつけた形となつて、生産的な批判とはいえない点もあつた。價値たかい本書にたいし、このような缺點多い書評し書けなかつたことをふかくおわびしたい。

(河地 重造)

通制條格の研究譯註 第一冊

中國刑法志 研究會

昭和三十九年十二月 同研究會

A5判 四〇一頁

『通制條格』——元朝中期、英宗の至治三年(一二三二)頒行された制詔・條格・斷例・別類の四綱目から成る法典。大元通制の條格の部分——は、單に法制史家の尊重するばかりでなく、政治・社會・經濟史の分野でも、元代研究の數少い根本史料の一つである。ところで、この書物は、北京圖書館所藏の明抄本を民國十九年(一九三〇)に影印した殘闕二十二卷本が流布するのみで、他に比較校訂すべき版本がなく、また内容的にみても、元代特有の吏牘體・蒙文直譯體の文章が殆んどを占め、法制史・元史の限られた専門家以外は十分に讀まれて來たとは言ひ難いものでもあつた。このたび、小林高四郎・岡本敬二兩氏を中心とした「中國刑法志研究會」のメンバーによつて、重要性はよく知られながら敬遠されがちであつた『通制條格』に譯註が施され、初學者や、元代以外の研究者にも容易に利用する道が開かれたことは、何よりもこの事業の大きな貢獻として、十分賞揚されて然るべきであろう。「中國法制史研究會」は先にも、『元史刑法志』譯註を學界におくられたが、その後三年の辛酸の結果、『通制條格』譯註を完了された由であり、小林・岡本兩氏のほか、參劃された、小林新三・長瀬守・大藪正哉・野口鐵郎・海老澤哲雄・古森利貞の諸氏の勞苦に深甚な敬意を表する次第である。

現行本『通制條格』は、卷二から卷九(戶令・學令・選舉・軍防

・儀制・衣服)、卷十三から卷廿二(祿令・倉庫・厩牧・田令・賦役・關市・捕亡・賞令・醫藥・假寧)、卷廿七から卷卅(雜令・僧道・營繕)の計二十二卷を存するが、譯註はこれらを四分冊とし、第一冊は卷九までの二四五條を収録する。譯註の體裁は次の通りである。①各條文に通し番號をつけ、その下に北京圖書館本の卷・葉數を入れる。②原文に句點を施して掲載。③口語を主體とし、文語も適宜まじえた「訓讀書き流し體」の「譯」を附し、④必要事項の註釋を加える。

本譯注に對する綜合的批判は、全冊の完成を待つてなされるべきものだが、第一冊を實際に使つてみて感じた幾つかの疑問を、殘る三分冊刊行に先立つて、中間的に提示するのも無意味ではなからう。以下數項に分けて問題點を書き連ねるが、本書をより良くするため、他山の石として一顧をいただければ幸甚である。なお譯注に對する私見はすべて「」で包んでおく。

I 句點の問題 句點はすべて「」で統一され、文章は全般的に短く區切られている。だけの句點では、大休止・小休止の相異、雖復・須要などで導かれるセンテンスのけじめが明確でないうらみはあるが、句點の位置そのものについてみれば、間違いと斷定できる例は少く、その點の信憑性は比較的高いといえよう。通制條格を特徴づける、吏文體・蒙文直譯體の文章は、諸先學の指摘されるように、不慎れな者には往々初歩的誤謬を生ぜしめるが、本書はそうした弊を救う一つの手だてとなるであらう。勿論中には、一四四條、四事催者、減一資、歷三事有成者、爲中選、[減一資歷、三事有成者]や、二〇三條、又以放錢債爲名、令軍使用、不出三四月、便要本利、相停一歲之間、獲利數倍、[便要本

利相停、一歲之間、獲利數倍。]のような明白な誤讀も二十ヶ所程度は存在する。また意味の上からはそう大きく違わぬと言われるかもしれないが、一八四條、考滿匠官、都省判送、吏部比對勘合移關、工部定擬、似涉文繁、今後、行省別置匠官勘合文簿、發付、工部收掌、就行判送比對、完備、定擬窠闕、移關、吏部依例施行、とあるのは、考滿匠官、都省判送吏部、比對勘合、移關工部定擬、似涉文繁、今後、行省別置匠官勘合文簿、發付工部收掌、就行判送、比對完備、定擬窠闕(關)、移關吏部、依例施行、と點を打たねばなるまい。このほか、句點はその通りでも、一句の中をどう讀むかについては、議論の餘地はかなり残つていよう。一六九條、以致無憑考校、「以て憑がないのに考校することを致しているので」〔以て考校に憑るなきを致す〕はその一例である。

II 書き下し文の問題 かつて吉川幸次郎氏は、この種「訓讀書き流し體」に對する概括的批判として、原文の文字にのみ拘泥し、それを單に生硬な日本語の漢語に置換するだけでなく、むしろ大膽に、文章全體が何を語ろうとしているかを正確に傳える努力が拂われるべきことを力説された(支那について、その他)。古文のスタイルと大巾に異なる吏牘體・蒙文直譯體では、こうした點により大きな配慮が必要であり、従つてその仕事は一層困難さを帯びるといえる。本譯文は、漢語の傍らにルビで訓をつけ、多くの部分で相當思ひきつた譯語も採用されて、意味を通そうとする苦心の並々ならぬことがうかがえるが、なおかつ日本語からかけ離れた譯文が隨處に残存する。また先にも觸れたが、句點は正しくとも内容が誤まつて譯出されている部分もままみられる。ここでも二・三例をあげよう。一六六條、若便行移動當、不唯往復、逗遛文繁、亦使求仕人

員。停滯生受。「若し便たちに「行移動當し、唯まに往復しなければ、逗留して文繫ぶんけいになり、亦た求仕の人員をして停滯ていせいさせて生受せいじうしめる」〔若便、行移して勘當しなければ、唯まに往復逗留して文繫であるばかりでなく、亦た仕を求める人員を停滯・生受させる〕では、不唯……亦……の構文が無視され、論語や禮記の注にみえる「唯は應聲の急なること」の「急なること」のみを誤って抽出した辭書の訓「すみやか」が無條件に採用されて誤譯を生んでゐる。

一三六條、更漢兒文字教的州裏。也交教去有。蒙古學教的州裏。也不曾教去來。「更に漢兒の文字を教える州でも、也た教えに去かせてゐるのに、蒙古學を教える州では、也た曾まつて教えに去かせなかつた」という文章は「更に漢兒文字を教える的は、州でもまた教えさせてゐる。蒙古學を教える的は、州では、また曾まつて教えさせないでゐた。」と譯すべきであらう。なお *careless mistake* とし、第二條の「造作生活し」「送納して生活してゐる」「生活を造作し」「生活を送納してゐる」や、四九・五二條の「闕に服して」「服闕ふくけつ」などがある。特に服闕は、一六五條で正しい脚注まで入っているので、擔當者相互間の不統一が惜しまれる。

次に、譯文の中で極めて頻繁にあらわれる二・三の語句について觸れておきたい。その一つは、「仰いで」と譯出されている「仰」の字である。この字は何らかの條令、事務を上から下に施行させる場合に使用されるが、「仰いで」より「仰おほせて」或は「いいつけ」と訓ずる方が妥當でなからうか。「仰おほせて」「仰おほいで」は主體を上・下いずれにおくかの差異で盾の両面の關係にはあるが、九七條「前の詔に、已に所在の官司をして官倉の内より糧を支えて賑贍ねんじやくさせるとあるが、更に仰いで各路の宣撫司は、朕の意に遵依して施

行する。」は、「前の詔で、已に所在の官司をして、官倉の内より糧を支えて賑贍させておいたが、更に各路の宣撫司に仰せて（いいつけて）朕の意に遵したがつて施行せしめよ。」と讀み下す方が自然でないだらうか。いまひとつは、直譯體・吏牘體を通して最も數多い字「行」である。これは吏牘體では、「行なう」をはじめとして、文書を「行いる」「行いる」と譯されて、大過ないが、直譯體で使われている「行く」「行いなう」の日本語は誤解の懼れを多分に含む。これは中國語の「行」に相當する蒙古語とのからみ合わせで譯を考へねばならぬため、輕々しく結論は出せぬが、一五條の、軍的數目裏。不教行有。「軍の數目に行かせない」や、三三條の他毎在先做賊行時。「他毎たごが在先に賊となつて行つた時に」などは、それぞれ、「軍の數目とはしない」「他毎たごが在先に賊（事）をなした時に」などと譯した方が判り易くはなからうか。また、田中謙二氏も指摘された「欽此」を「これを欽んだ」と讀む可否（元典章文書の構成・東洋史研究二三ノ四）、これも田中氏が説明しておられる「根脚」の譯し方（元典章における蒙古直譯體の文章・東方學報・京都・三十二）などにも問題はある。最後につけ加えれば、譯文全體を通じて、平敘文・條件文・命令文、過去・過去完了・未來・現在などに曖昧な點が多いのは一考を要しよう。文學の翻譯のようにあまりこまかな訓詁的なことを云々するのは筆者の境外にあるが、一七條、諸色戸計。各已占籍。其有妾投各枝兒怯薛歹等名色云々。を「諸色の戸計で、各々已に占籍され、其の妾りに云々」と譯しては、全體の意味に微妙な影響を興えることは勿論、已い。其この二つの助辭をなおざりにすることになると言わねばならぬ。譯注の冒頭には已い。既いを「すでに」に同一次元で譯すむね注記がしてある

が、これはよりこまかな配慮がほしいところであろう。

III 校勘の問題 先にも觸れたように、通制條格は影印明抄本が唯一のテキストであるが、當然のことながら、これには相當の誤脱を含んでいる。その一部は同様な條文を持つ、元典章との對校によつて修正が可能である。譯註第一冊では、收められた二四五條のうち、同一文章か、或いは何らかの形で、元典章と比較校訂できるものが百條を少し越す程度存在する。しかるにここではこの元典章との對校が比較的軽く扱われている嫌がある。勿論参照すべき「元典章」の條文があれば、脚注にその巻・葉數を入れ、まゝ「元典章」によつて文字を改めた所もありはするが、全體に不十分という印象は拭いきれず、恐らくこの點は本譯注の最も大きな缺陷であろう。通制條格が容易に入手できぬ現在、底本としての役目を果さしめる意味からも、文字の校勘は是非やっていたべきであつた。條格と典章に字句の異同がある場合どちらが正しいかは、内容を十分把握した上で決められるべきだが、次條は比較校合の是非必要であつた例である。

一六二條 廢叙錢數

延祐元年十二月。中書省。江西行省咨。照得。腹裏從陸至從柒品流官子。廢授院務等官。俱有陞轉定例。江南平定日久。南北通除。歷仕官員廢叙。正陸品官子。巡檢內任用。漸次轉入流品。從陸品子。止於近上錢數官。雖任數十界。別無入流之例。不分允除。係腹裏江南歷仕人員。但除南方者。一槩如此。且如根脚係江南。入仕超陞之人。俱經回降。既將正陸品以上子孫。依腹裏歷仕人員例。於流官內廢叙。惟有從陸品至從七品人員子孫。止令錢數官內委用。不許陞轉。誠爲偏負。如准與腹裏從陸品以下廢叙錢數

官一體。於雜職資品內流轉。其於選例歸一。吏部議得。江南歷仕從陸至從柒品官員。其致仕身故之後。而子孫承廢者。若擬不申事涉不淪。亦合比依腹裏廢例。一體移咨。各處行省。將前項應廢之人。依例監管差使。滿日。於從玖品雜職陞用。都省准擬。

〔譯〕 延祐元年十二月、中書省、江西行省の咨に、「照べたところ、腹裏では從六より從七品に至る流官の子には、院務等の官を廢授し、俱に陞轉の定例がある。江南が平定してより日久しく、南北を通過して歷仕する官員の廢叙は、正六品官の子は巡檢內で任用して漸次に流品に轉入し、從六品の子は近上の錢數官に止まつて、數十界に任ずると雖つても別に入流の例がない。允除を分けず腹裏・江南を歷仕する人員に係るものは、但だ南方の者を除いて一槩にこの如である。且つ如し根脚が江南に係り入仕超陞の人ならば、俱に回降を経る。既に正六品以上の子孫に將いては、腹裏で歷仕する人員の例に依つて流官內で廢叙している。惟だ從六品より從七品に至る人員の子孫であれば、止だ錢數官內で委用させ、陞轉を許さない。誠に偏負である。如し腹裏で從六品以下を錢數官に廢叙すること一體に雜職資品內で流轉することとせば、其は選例に於いて一に歸する。」とあり、吏部が議したところ、「江南で歷仕する從六品より從七品に至る官員で、其の致仕や身故の後に、子孫が承廢する者は、若し擬つて事が不淪に涉ることを申さなければ、亦た合に腹裏の廢例に比依して一體に移咨し、各處の行省は前項の應廢の人を將つて、例に依つて監管差使し、滿つる日に、從九品の雜職に陞用すべきである。」とある。都省は擬を准す。

これを「元典章」八・吏部一の職官廢子例と比較すると、條格

は原文を半分以下に削減していること、即ち當然省略が多く、従つて誤解の餘地が多いことが判明する。そこで兩者を對校してみよう。まず、條格^{じょうかく}では意味が通りにくいが、典章^{てんしょう}を参照すれば明確になるところは、「南北通除」で句がきれ、その下は「江南」の二字を補つて「歷仕官員廢叙」と續く部分を擧げ得る。次に、條格の「不分允除」・「若擬不陞。事涉不倫」は、典章^{てんしょう}ではそれぞれ「不分允除」・「若擬不陞。事涉不倫」となつて居るが、何れも、典章^{てんしょう}に従うべきであろう。このほか、「入仕超陞之人」は「入仕超仕之人」、「流官子」は、「流品子」といった異同もあり、冒頭の日付けも異つて居るが、これらは暫く、條格をとつておきたい。以上をふまえて全文を訓讀すれば次のようになりはしないだらうか。

廢叙の錢穀(官の問題)。延祐元年十二月。中書省。江西行省の咨。『(行省の)照得「腹裏の從六(品)から從七品までの流官の子が、廢授された院務等の官には、俱に陞轉の定例がある。」(いま)江南を平定して日久しく、南と北を通じて除(任)して居る。(しかるに)江南で)歷仕していた官員の廢叙に(ついて)は、正六品官の子は巡檢に任用し、漸次流品に轉入するが、從六品(官)の子は近上の錢穀官(となる)に止まり、數十界任にあつても、別に入流の例はない。(その人の)原の除任が、腹裏と(江南の兩地方)を歷仕してきた人員であつても(それを)分別せず、但だ一度南方に除(任)された者は、一概に此の如うにしている。且如根脚が江南なら、入仕して超陞した人でも、俱に回降されてしまつて居る。既に正六品(官)以上の子孫を、腹裏で歷仕した人員の例により、流官に廢叙して居るのだから、惟

だ從六品より從七品までの人員の子孫を、錢穀官に委用せしめるだけで、陞轉を許さなければ、誠に偏負である。如し腹裏の從六品(官)以下の(子で)の廢叙された錢穀官と一體に、雜職の資品に流轉することを准されれば、選例は一に歸するであらう。』(これをうけた)吏部の議得「江南で歷仕した從六品から從七品までの官員で、致仕・身故の後、子孫で(恩)廢を承ける者は、若し陞(轉)させないようにすれば、事は不倫に涉る。(江南從六品以下の廢叙も)亦た腹裏の廢叙に比して、一體に各處の行省に咨(文)を移り、前項の應廢の人を、例に依つて監當差使させ、(その任期)満了の日に、從九品雜職に陞用すべきである。』都省は(吏部の)擬を准した。

このほか、四一條。女氏使人張陳其婿之室厥明。婿家設位于室中。……至女家俟子次。……復入脫服。燭出主人禮賓。〔女氏使人張陳婿其之室。質明。婿家設位于室中。……至女家。俟子次。……復入。脫服。獨出。主人禮賓。〕をはじめとして、三八條、巡馬〔巡軍〕、一四一條、年齒衰狀〔年齒衰壯〕、一四七條、所患癯瘵疾病〔所患癯瘵疾病〕(従つて譯は、「患う所の篤・癯の疾病」とせねばならぬ)、一六四條、假官來的有。有如今。〔下文の有は衍字〕、二〇六條、買作官田〔冒作官田〕、一三〇條、二名司吏。二名齊捧詔赦。〔上名司吏二名。齊捧詔赦。〕などは看過してよい異同ではないと思われ。なお、ざつと調べて、一〇條(典章五七ノ三七裏)一三條(三四ノ五表)三三條(五一ノ二表)四三條(一八ノ一表)一〇五條(三四ノ四裏)一四一條(一一ノ一八裏)一四六條(二ノ八表)一四九條(八ノ一九表)一六二條(八ノ一八表)一六四條(八ノ一〇表)一六七條(一一ノ一〇表)一六八條(一一ノ二

六表)と、當然あげられて良い元典章がおとされている。

IV 脚註の問題 各條文には必要に應じて、平均二・三項目から多いもので五・六十項目に及ぶ註がつけられている。こうした譯註本——日本・中國を問わず——で何時も感じることに、たいして重要とも思えぬ事項に長々と脚註が施され、逆に知りたいと思われる語彙がとすれば放擲されている不満足さがある。この脚註でもそうした弊害が失張り顔をのぞかせて居る。通制條格はやや特殊なもので、句讀に全力をそがれたためとも推測はするが、矢張り、今少し、脚註の採録基準に融通性をあたえ、機械的なやり方を排除されることを望みたい。さて本書の脚註の内容は官名・人名・地名を中心に、適宜、條文中の語彙や參考論文、『元史』・『元典章』その他の比較史料の提示に及んでいる。それは全般的に個有名詞偏重の嫌いがあり、吏文・直譯體獨特の字句の註釋はむしろ少い。氣のついたことを拾うと、地名に關する註がかなり便宜的であるように受取れる。中には地名辭典のピックアップという形式的なものもあり、四〇頁の松州、一四四頁の懷州、一八三頁の吉州の比定などは再考を煩わしたい。また地名に關連していえば、八六頁、南京路鈞

州〔鈞州〕、二二四頁の大都路永寧路〔永平路〕のような見落しもある。また、これは技術上の問題であるが、脚註の位置が適切でないものも少しみられる。中統五年の説明は、二三條にあるべきなのに一四三條にあるのはその一つである。なお、特に人名を未詳としている項目は、これについてはよく採録している『元史語彙集成』によって解決されるものもあろう。

以上なるべく具體例を集めて、問題點・疑問點をあげ、私見を加えさせていただいた。本書の美點には殆んどふれず、徒らにこまかな批判が多かつたかとおそれるが、ユニークな業績であり、今後三冊を加える巨編でもあるから、より稔り多い成果をあげるための妄言として、執筆の方々の御寛恕を乞う次第である。終りに、蛇足であるが、本書は一冊五千圓に近く、四冊揃えれば相當高價になり、特に本書が必要な初學學生には購入に大きな障碍となる。こうした純學術的な出版事業の困難さは今にはじまったことではないが、やはり個々の研究者も十分考えねばならぬ問題を含んでいることを付言しておきたい。

(梅原 郁)